

[月刊]

キャッチ ピース

44

通巻123号 / 1996.7.20 定価100円

自衛隊の海外派兵を食い止め、大幅軍縮を！
米軍基地を撤去しよう！
反核運動を継続し、核廃絶を！
憲法9条を世界に！
市民による平和政策を提起しよう！
草の根の国際共同作業を進めよう！

Just Now!
9月8日 県民投票

賛成か反対か。

日米地位協定の見直しと
基地の整理縮小について、
県民の賛否を問います。
未来への思いをあなたの一票に
託しましょう。

日本初に参加しよう。

9月8日 県民投票 97

TALK&LIVE 83... 817... 825... 831... 91...

沖縄タイムズ・琉球新報に 意見広告を!

沖繩から ●伊波洋一
 憲法の再定義を許さない ●青木雅彦
 なぜ「地位協定見直し」なのか ●西山宏
 米軍は公正な償いを ●交通事故遺族のた
 かい
 岩国から / 県道越実弾演習移転

- 維持会員 (月額) ●参加会員 (月額) ●通信会員 (年額)
- 個人1口1000円 個人1口 500円 3000円
- 団体1口2000円 団体1口1000円
- (会費は本誌購読料を含みます)

脱軍備ネットワーク キャッチピース

逆風だけじゃない

「原発とは共生できない」。新潟県巻町の人々は、住民投票で意志を明らかにした。無謀な原子力政策はもろろん、日本の政治のあり方そのものを変えていく可能性が、地域にこそ有ることを示した。それは、沖縄の人々が切り開いてきた可能性でもある。

昨年三月、「米軍のプレゼンスを日本国民は歓迎している」と、「日米安保報告書」で述べた時、楚辺通信施設が「不法占拠」となり、普天間基地の撤去を約束しなければならぬなどと、いったいベントゴンのだれが想像したのだろうか。

日米首脳会談と同じ四月十七日、アメリカ下院ではアジア太平洋問題小委員会の「東南アジアの安全保障―沖縄から非武装地帯まで」という公聴会が開かれた。ダグ・ビーライター委員長（共和党）は、沖縄の現状について述べている。「沖縄の米軍基地の二〇％を返還するという合意はバンドエイドのような応急措置にすぎず、日本国民が米軍の駐留に対して抱く感覚に関わる長期的な問題に対処するものではない。沖縄の人々はこの決定を結果的に沖縄の基地の拡大につながる、と怒りとともに受けとめている。県知事は二〇一五年までにすべての基地を撤去することを求めている」。

（十九ページ下段へ）

カーティス・ウィルバー 3隻目の イービス艦が 横須賀を母港に！

六月二五日、在日米海軍司令部最新鋭のイービスシステムを備えたミサイル駆逐艦「カーティス・ウィルバー」（満載排水量八、四二二トン、三百四十一人乗り組み）を今年九月末以降、横須賀に配備すると発表した。これでイービス艦の横須賀母港はミサイル巡洋艦「バンカーヒル」「モービルベイ」に次いで三隻目になる。これと交代に佐世保で乗組員が強盗事件を起こしたフリゲート艦マクラスキーは本国に帰る。

カーティス・ウィルバーは、米海軍初のミサイル駆逐艦「アーレイ・バーク」級の四番艦として一九九四年に就航し、海上自衛隊のイービス護衛艦「こんごう」型のモデルになった最新鋭艦である。極東・中東の「有事」をにらんで米軍が横須賀にしつらえた戦争の機械が世界最強の部隊へと再び大きくなるとうとしている。

沖縄県が提起している「米軍基地の整理・縮小」と「地位協定の見直し」に賛成します。

沖縄の新聞に意見 広告を出そう！

● 「ふるさとを思う気持ちは今も変わらない。安心して里帰りができる平和な沖縄を」。神奈川県相模原市に住む沖縄出身の仲田博康さんは、9月8日に行われる沖縄県の県民投票に向けて地元2紙（沖縄タイムズ、琉球新報）に意見広告を出そう、と全国に呼びかけている。

● 「今回の県民投票は、沖縄県民が自らの住む土地の未来を決定するという、歴史的にも意義あるはじめての試みです。（略）しかし、わたしたちには残念ながら投票権がありません。基地のない平和な沖縄の建設の第一歩であり、日本の将来を決定する歴史的な瞬間であるこの沖縄の県民投票の前に、私たちも何らかの形で投票に「参加」したい（よびかけ文から）。県民投票のテーマである「基地の整理縮小」と「地位協定の見直し」に賛成し、「軍事基地を平和と人間の幸せに結びつく生産の場所に变えよう」と訴えるメッセージを賛同者の氏名とともに掲載する計画だ。

● 300万円の費用がかかる、1口千円で3000人の賛同を集めるのが目標。賛同申し込みは次の要領で。

◎1口1000円（できれば複数口をお願いします）

◎郵便振替口座 00260-1-12390 口座名義 意見広告の会

*住所氏名及び、氏名掲載の可否を明記してください。

*氏名掲載可能な沖縄県出身者の場合は「沖縄県」と明記してください。

● 第一次集約が8月20日迫っています。ただ、8月末なら氏名掲載に間に合うとのことです。沢山の協力で是非とも成功させましょう！ お問い合わせは下記まで。（編集部）

賛同協力 ●東京大田昌秀後援会 ●沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック ●東京沖縄県人会青年部 ●NO!レイプ NO!ベース 女たちの会 ●日本新聞労働組合連合

沖縄・県民投票を成功させる意見広告の会 取扱責任者・仲田博康
〒228 神奈川県相模原市東林間3-5-8-101 TEL・FAX 0427-44-2706



沖繩から

沖繩がかわれば、アジア・太平洋がかわる

報告 ⑰

「沖繩から」
「沖繩ボイス」
編集委員

伊波洋一

(沖繩県議会議員・前沖繩中部地区労務局長)

〒901-22
沖繩県宜野湾市志真志517-1
沖繩県平和センター一気付
TEL 098(898)6628
FAX 098(897)6653
郵便振替 鹿児島2-11249

沖繩県議会選挙報告

沖繩の米軍基地問題で国と沖繩の緊張が強まっていく中、四月号から報告を中断していた。理由は、私が今年二月に沖繩中部地区労務局長の任期が終わり、六月九日にあった沖繩県議会議員選挙に宜野湾市で挑戦したために報告を送れなかったからである。

経過報告を兼ねて、今後の沖繩県政に影響を与えることになる沖繩県議会議員選挙について報告する。

早期全面返還が約束された普天間基地の

ある宜野湾市では、これまで社民、自民、新進が各一議席と野党多数だった。

そこで、二十一年間で米軍基地完全撤去を取り組む大田県政を支え、県議会与党多数を実現して普天間基地跡地利用を早期に実現するために社民党現職に加え、無所属の私が県議選挙に挑戦することになった。

共産党も独自候補を擁立し、自民、新進を含めての厳しい選挙となった。

主な争点は普天間基地返還の早期実現と跡地利用だったが、結果は、私、自民党、社民党の現職の順で当選し、宜野湾市で与党多数を実現した。

県政全体でも与党系無所属五議席となり、自民が四議席減らして与党多数(二十五対二十三)の実現につながった。与党はあと二・三議席を伸ばすと思われていたが、社民党は中央で日米安保や米軍基地を容認する連立政権の逆風で二議席取りこぼした。

しかし、大田県政を支える与党多数の県議会が実現したことは、基地問題で大きな力となっていくだろう。

内訳は次のとおり。

- 与党(二十五) 社会・護憲八、社大党六、共産四、公明沖繩二、革新系無所属三、中立系無所属二
- 野党 自民十四、新進六、保守系無所属三、

自民党が四議席減らして無所属候補が社会・護憲所属を含めて六議席増の十議席となったことは、中央の意向ではなく沖繩の立場を県民が求めている傾向を表している。

私は、革新系無所属三名で「結(ゆい)の会」を結成し県議会で活動している。

「結」は沖繩語のユイマール(相互扶助・助け合い)から名付けたもので、新しいスタイルの県議活動を行なっていきたい。

緊急使用不許可で 国の不法占拠が継続

沖繩の米軍基地に関するニュースは、毎日全国に報道されているので、この間の沖繩の動きは知られていると思う、以下に簡単に報告する。

三月三十一日で使用期限が切れた読谷村楚辺通信所(象のオリ)は、地主の知花昌一さんを入れないために特殊プラスチック製フェンスに囲まれ、機動隊と警備要員に守られる過剰警備が続いた。

立ち入り地下に張り巡らしたアンテナ線を破壊して支障をきたすとした国の主張は、立ち入り場所を駆け回っている大型刈りトラクターの証拠写真で打ち砕かれ、知花昌一さんの二回の立ち入りを認め和解した。

そして、一回目の五月十四日には家族で稽古した琉球三味線で琉球古典音楽を家族と仲間と共に演奏した。ミュージシャンの喜納昌吉さんも立ち入りに参加した。

五月十一日には、県収用委員会が国の緊急使用申請を特に緊急性は無いと不許可し、国の不法占拠状態は継続され、「象のオリ」に関して日米安保条約上の義務である米軍用施設の安定的な提供が事実上破綻した。

日米両政府ともそのことを深刻に受けとめており、来年五月十五日に同様な事態が県内各基地で起こることを恐れて特別立法で強制使用を実現しようとする国の動きも始まっている。

一方、長期にわたる国の不法占拠状態に対して知花昌一さんは七月二十五日に、土地明け渡しと一日に付き一百万円の損害賠償を求める訴訟を起こした。国の弁明や司法の判断が注目される。

代理署名裁判、最高裁で 知事証言

一方、昨年九月の大田知事の代理署名拒否に対する国の職務命令訴訟では、福岡高裁那覇支部で三月二十五日に国が勝訴したが、沖繩県は四月一日に最高裁に上告した。

訴訟は五月三十日に大法院に移されて、七月十日に大田知事が大法院で意見陳述を行なった。知事の意見陳述は、沖繩県民を代表するもので非武装の琉球王国の伝統から、沖繩人の持つ土地への強い絆、二〇一五年までに米軍基地を返還させる「基地返還アクションプログラム」と基地跡地利用をめざす「国際都市形成構想」にわたるものとなった。

最高裁判決は、八月二十八日に出る予定である。七月九日には大田知事は米軍楚辺通信所の公告縦覧も拒否。国がただちに提訴して、七月二十九日に第一回公判が行なわれている。

国内初の県民投票、 九月八日実施へ

日米地位協定の見直しと基地整理縮小について県民の賛否を問う県民投票が九月八日に行なわれる。

連合沖繩が三万四千五百人分の有効署名を添えて条令制定を請求し、五月に県知事が県議会に提案。六月二十一日に県議会が県民投票条例は自民党は反対したが可決された。

日米地位協定の見直しと基地整理縮小を問う県民投票は、賛成か反対のどちらかに

○(マル)をつけるものであるが、大多数の県民が賛成するものと予想される。

新聞等の世論調査によると七割から八割の県民が基地整理縮小を強く求めているが、県民投票を通して全有権者の米軍基地縮小の意志を内外に明らかにすれば、日米両政府に与える影響は極めて大きい。

県民投票は、事実上沖繩県が進める二〇一五年までの「基地返還アクションプログラム」への賛否を問うものとなり、強制使用問題とあわせて日米両政府をいらだたせている。

米軍基地を拒否する方向が加速する一方の沖繩に対して、自民党中央では沖繩振興策を打ち出すなど米軍基地維持のための施策が模索されている。

一方、初めての県民投票の実施に向けて沖繩県は、七月一日に県民投票実施本部と事務局員十三名の県民投票推進室を設置して周到に準備している。

そして、県民投票参加をよびかけて投票率を高めるための公報活動を、若者等の無関心層をターゲットに八月一日から開始した。

リンケンバンドやディアマンテス、ネーネーズなどの若者達に人気のあるタレント四十三名が「日本初に参加しよう」と呼び掛けるポスター一万枚やチラシ四二万枚、

次ページへ

テレビスポット七二二本、ラジオスポット五七〇本、新聞広告、屋外広告などに加えて、県内各地でトーク&ライブ平和コンサートを六回開催して県民投票を周知させることになる。

一方、運動の側では、条例制定請求を行なった連合沖縄と他の労働団体、大学研究者、県議会与党各派が「県民投票の成功をめざす推進協議会」を八月二日に結成して、県内各地で街頭宣伝活動に入る。

「普天間」代替施設への反発

四月のクリントン訪日直前に日米で合意された普天間基地の全面返還に伴う県内の新たなヘリポート建設計画に対して、予定地に挙げられた各地で行政・住民一体となった反対運動が起きている。

新たな基地建設を許さないという沖縄県民の決意は固く、ヘリポート建設を日米両政府は断念することになる。国は嘉手納基地への統合を検討しているが、ジェット戦闘機部隊と嘉手納基地を共用することの危険性が指摘されている。

実弾砲撃演習の国内五箇所への分散についても分散先の自治体と住民が反対している。

米国からは韓国での砲撃演習の提案やオーストラリアでの演習拡大のニュースが届いており、米国下院公聴会で沖縄県のアクションプログラムが説明されるなどポスト沖縄への対策を米国も考え始めたようだ。

沖縄の基地縮小の流れはもう止まらない。



脱軍備ネットワーク・キャッチピース

1996年7月29日
中華人民共和国 国家主席
江 沢民様

45回目の核実験への抗議文

ジュネーブで包括的核実験禁止条約(CTBT)議長最終案の採択を目指す軍縮会議が再開された29日、貴国は45回目の核実験を強行しました。

私たちは、世界からの批判に背を向けて強行されたこの蛮行に強く抗議します。

貴国は、以後核実験は停止するとし、「核実験の凍結は、広大な非核国の呼びかけにこたえただけでなく、核軍縮への具体的行動である」と声明しました。もし、この声明が、貴国が今回の「最後の核実験」を中止し、核軍備増強計画の放棄を表明した上で発せられたものであれば、私たちはこれを歓迎したでしょう。しかし、事実は違います。CTBT交渉での「平和利用核爆発」への対応などに貴国が示してきた核実験への固執を私たちは忘れていません。今回の決定は、声明の美しい字句にもかかわらず、核戦力近代化のための実験遂行の要請と、国際的孤立を恐れる外交政策上の配慮とを秤にかけながらなされた打算の結果以外の何ものでもありません。今回の貴国の決定があくまでも実験の「凍結」であり、停止であることもまた私たちの不信を増幅させます。

貴国は声明の中で、①核大国が核威嚇政策をやめる、②国外に配備されたすべての核兵器を本国に撤収するなどの呼びかけを行っています。しかし、もはや他ならぬ貴国が「核大国」の一員であり、核を保有すること自体が近隣諸国への「威嚇」であることが忘れ去られてはいませんか。私たちもまた核保有国が国外配備核兵器を撤去するべきであると考えます。しかし、それは貴国の核武装路線を容認する理由にはなりません。

繰り返して訴えます。核抑止論は人類が乗り越えるべき旧時代の最悪の遺産です。核実験は核兵器によって守られる安全をはるかに上回る危険と現実の被害を人々と環境に与え続けてきました。ネバダで、セミパラチンスクで、ムルロアで、そして間違いなくロプノルで!

今こそ核信仰を捨て、将来にわたる保有計画を中止してください。さらに、ロプノル実験場周辺地域の環境調査、人々の健康調査を直ちに行い、その結果を公開することを強く求めます。

岩国

「普天間移転」に 市民の62%が反対

市職労がアンケート調査

田村順玄 岩国市職労平和研究所・市議

四月十二日、日米政府は沖縄普天間基地を五〜七年後に全面返還することに合意した。併せて関連施設を県内の嘉手納や読谷、そして空中給油機の岩国基地への移転を決めた。

岩国では、本紙でも何度か報告されているように、基地の沖合い移設計画が本年から本格的に実施に移されようとしている。計画では、一六〇〇億円の「思いやり予算」を投入して、面積二二三ヘクタールを埋め立て、現在の滑走路を平行に一〇〇〇m移動、海上自衛隊施設やヘリポートなど最低限必要な施設を新設する。さらに昨年暮れの公有地水面埋め立て手続きの中で、水深十三m、延長三六〇mの大型岸壁の建設が計画に含まれていることが明らかになった。(本紙第三八号)

こうして岩国基地は日本政府の莫大な税金の投入によって、米軍の思い通りに機能強化されつつあった。普天間基地返還で窮地に立った政府にとってみれば、

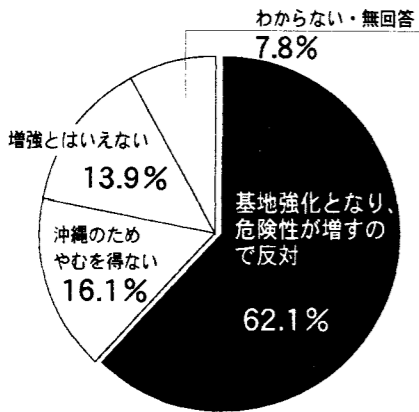
岩国は完璧な「受け皿」の条件を備えた基地になろうとしているのだ。

空中給油機移転という政府の頭越し決定に、当初貴松岩国市長は「何が何でも絶対反対!」と勇ましいコメントをだし、全国のマスコミに流されたが、わずか半月後の四月三〇日には橋本首相の直々の要請を受けて、あっさり態度を変え、山口県、岩国市、由宇町でタスクフォース(作業部会)を作り、国との協議をスタートさせてしまった。

市長のスタンスは、そもそも沖縄の知事や市町村長と違って、「安保容認・米軍基地の提供は当然」というものなので、基本方針は「今以上の基地機能の増強になるのであれば反対」という以上のもではないのだ。

一方、市民の意識もなかなか盛り上がりがないという先入観が固定された感があったのだが、私たち岩国市職労平和研究所では、自治労山口県本部の積極的な後援を得て、県内全市町村での連続座りこみ行動や学習会などを開催して県民意識を高めるとともに、六月一日には岩国市内二万所帯へのビラ配布とアンケート調査を実施した。

問3: 沖縄の米軍基地の整理・縮小問題で、岩国基地への普天間(ふてんま)飛行場の飛行部隊の移転がとりざたされ、岩国基地の増強が問題視されていますが、あなたはごどう思いますか。

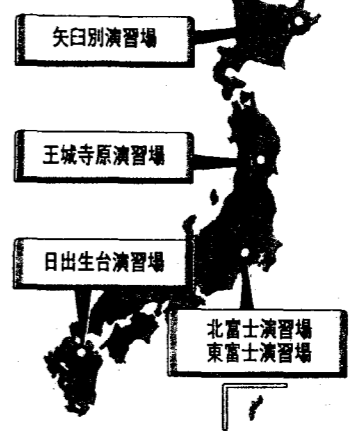


「岩国市職労ニュース」(No.6344)より作図*編集部

二万人アンケートへの反響は大きく、ハガキによる回答は一九一〇名に上った。加えて、その回答ハガキには七〇〇名近くから意見が寄せられ、市民の関心の高さが伺われた。

移転先5ヶ所を「頭越し」決定 反対運動は全国ネット

沖縄県道104号越え実弾射撃訓練の本土移転先



アンケートの結果は、普天間基地の空給油機の岩国移転に反対という回答が六二%と大きな数字が出て、私たちの主張が証明された。さらに普天間移転の受け皿となっている「基地沖合い移設事

● 政府は七月三十一日、沖縄キャンプハンスンの県道越実弾演習を矢白別(北海道)など五演習場で持ち回り実施することを決めた。地元住民・自治体を全く無視した頭越しの決定である。

● 七月二四日には、五演習場のうち四カ所の住民グループが全国ネットワーク「日本をどうする全国NET」を発足さ

県道越え実弾演習

せた。参加団体は「米海兵隊矢白別演習場移転反対釧根連絡会」(北海道)、「王城寺原演習場への米軍実弾砲撃演習の移転に反対する現地住民の会」(宮城)、「米海兵隊実弾演習の東富士移転に反対する市民の会」(静岡)「女性問題を考えるムラ人の声ネットワーク」(静岡)「日出生台」沖縄米軍演習移転反対、玖珠・九重・湯布院連絡会議」(大分)。闘いは横につながりさらに強められていく。(た)

ガイドライン改定きっかけに 米軍有事立法へー 憲法「再定義」が始まる

日本という国は軍隊に関しては非常に贅沢な環境にある。何しろ世界屈指の軍隊を二種類(自衛隊と在日米軍)も狭い国土に養っているのである。その費用の方は軍事費を完全に聖域化して賄っているわけだが、難しいのは法律的な問題だ。

在日米軍の法的な地位は「日米地位協定」で定められているわけだが、すでに他の日本の法令と様々な矛盾があることはこの通信でも随所で指摘されてきた。この地位協定は基本的には「平時」の規定が中心であると考えられる。「有事の際には」というような断り書きはどこにもない。ベトナム戦争や湾岸戦争では在日米軍基地は発進基地だったが、これがいわば「前線基地」になるような事態では「非常措置」が必要かもしれない。実

は奇妙なことに、この四月以来の「有事法制」論議は、この日本に駐留する外国軍隊にいかた便宜を図るかということを中心にして進んでいるのである。

自衛隊有事から米軍有事立法へ

前回は純粋な日本の軍隊自衛隊の「有事法制」について述べた。しかし冷戦後の今、自衛隊の「活躍」する「有事」なんて起こりうるのだろうか? 「有事」の可能性がなければ「有事法制」の論議どころではない。その意味で冷戦崩壊でソ連という強大な仮想敵を喪失した自衛隊のシヨックは大きかったはずだ。「専守防衛」を建前とする限り、隣接する国が日本に上陸する能力と意図を持たなければ出番はないからだ。

業」についても六一%の人が「基地の拡大強化につながる」と警告しており、大型岸壁の建設も五六%の人が「もっと計画を明らかにするべきだ」と答えている。

こうした結果をもとに、私は六月市議会的一般質問において、岩国市として公式なアンケートを実施し、その結果をもとにした施策を展開することを要請した。市長も我々の大きな裏付けの結果を評価し、市としてのアンケートの実施を約束した。

● 橋本首相の支持率を引き上げさせることにもなった「普天間基地の全面返還」という今回の合意のウラには、「極東有事の際は軍用・民間の区別なく飛行場や港湾を米軍が使用する」という「極東有事研究」の合意が存在している。こうした企みが明らかになる中、今最も問題にしなければならぬのは、やはり「岩国基地沖合移設事業」であり、ここに含まれた「大型岸壁」を阻止することだろう。これから、秋には出される「SACO」の最終報告に向けて世論をさらに高め、日米安保再定義の下で一方的に強行される基地強化をくい止めていきたい。◆

ここでもう一つの軍隊自衛隊に在日米軍を抱えていたことが日本に幸い(?)した。米軍はいわば「専守防衛」世界中で武力を行使する。「敵」はソ連だけではなかった。在日米軍はいつでも「有事」を作り出す。冷戦後の「有事」は自衛隊でなく米軍がらみだ。これまでの自衛隊をめぐる「有事法制」から、米軍のためのそれに移行するのはむしろ自然な流れだった。

八〇年代の初頭、前回述べた防衛庁の「有事法制研究」が出されたころは、政府の答弁は「米軍のための有事法制は考えていない」というものであった。ところが八八年の「防衛白書」はやや唐突に在日米軍の有事立法問題に触れた。これは当時問題になっていた米軍の「有事来援研究(POMCUS)」についてカコミで

青木雅彦
反戦ドタバタ会議

有事法制 研究 の研究②

説明した部分に出てくる(有事法制に触れている部分のみをカコミに抜き出した)。その後しばらくの間、少なくとも表面的には米軍の「有事法制」問題は浮上していない。

「本来必要」な米軍有事研究

しかし、具体的に項目をあげて「米軍支援」の研究が始まった今この文章を読み返してみると、米軍の「有事法制」問題は防衛庁の金庫で長年かけて醸造され出番を待っていたことが判る。いわく

八八年度版「防衛白書」より

「有事来援研究」……
 3 国会で主として議論された事項(4) 有事来援研究と有事における米軍の行動にかかわる法制の研究 また、有事来援研究は、有事における米軍の行動にかかわる法制上の研究を行うものではないかとの疑問も提起されたが、これについては、次のように考えている。すなわち、有事来援研究は、有事における米軍の行動にかかわる法制上の研究

を行うものではないが、現にわが国に米軍が駐留し、有事にはわが国防衛のために行動することになる以上、このような有事法制の問題は、有事来援研究を行うか否かにかかわらず、本来、研究することが必要なものであり、有事来援研究の開始に伴って新たに生ずるというものではない。現在行っている有事法制の研究は、有事における自衛隊

「わが国に米軍が駐留し、有事にはわが国防衛のために行動することになる以上、このような有事法制の問題は、有事来援研究を行うか否かにかかわらず、「本来、研究することが必要なものである。この「本来必要」な研究も、国際的国内的な配慮から公にすることができなかつた。しかし時代も変わり、ほとんどすべての政党は「安保堅持」で一致した。これまでのような「米軍の行動にかかわる法制上の問題については、有事における自衛隊の行動にかかわる法制の研究の成果を踏まえ」という順序を逆転

ればいささか滑稽であるから。

従来の憲法解釈踏み越える「対米協力」策

それでは具体的にはどのような米軍への協力が検討されていて、それに伴ってどのような法的「整備」、つまり「有事」の際の強制措置が準備されているのだろうか？

当然のことながら、おどろおどろしい「戦時立法」の意味を先ず国民に全部明かすことから始める政治家はいない。政府は公式には「憲法を逸脱することはない」と極めて穏健な立場で、政治家も「人道的なものから手を付ける」と国民の反対を呼ばない措置だけをやるように言っている。

しかし戦争への直接支援がそんな生易しいことで済むはずがない。現在日米の「事務当局者」(防衛・外交の官僚と制服組)で検討が進んでいる項目は、表面に表れることなくともかなりキナ臭く血生臭いものがあるはずだ。そのことを間接的に伺わせるのが、最近一部で報道された「ガイドライン」見直しに伴う自民党安全保障調査会の「対米軍支援策」の

自民党安全保障調査会の対米協力三分類

現在の憲法解釈、法制度から実施が困難なケース	法制度の整備、政治判断が必要なグレーゾーン	現行法制度で実施可能な行動
×戦闘行動への参加、×目標の捜索・戦闘海域の機雷掃海など米軍の戦闘行動と一体化した支援活動、×補給・整備・輸送など戦闘地域での米軍の後方支援	×▲米艦船・航空機・民間船舶・航空機の後方支援、×後方地域や戦闘地域近くでの補給、整備などの後方支援、×戦闘地域近くでの輸送活動、×戦闘地域やその近くでの医療活動、×弾薬など戦闘行動に密接な関係がある物資の補給・保管、×▲経済封鎖を行っている米軍への後方支援、臨検の実施、×哨戒、監視、偵察などの情報活動に基づく情報の提供への後方支援、臨検の実施、×哨戒、監視、偵察などの情報活動に基づく情報の提供、×戦闘地域から離れたところ場所での米軍への補給・整備・保管・輸送・通信・医療支援	遺棄されたと認められる機雷の処理、わが国の防衛のために収集した情報の提供、在外邦人救出のための航空機への米軍人の同乗、▲米軍に対する施設・区域の一時的追加提供、▲防衛施設庁による調達支援、▲在日米軍に対する労務の追加提供、▲不時着機への燃料補給、▲国内の病院への負傷兵受け入れ、▲在日米軍基地の警備、資金協力・物資協力

させて、米軍関係の法律を優先させることとしたのである。
 今回の有事法制の動きは、言うまでもなく、今年四月のクリントン・橋本会談で合意された「日米防衛協力の指針」(ガイドライン)の改定作業と連動している。ガイドラインを変えるなら法律も作りなおさねばという点で日米は一致している。現行のガイドラインは七八年に制定されたわけだが、防衛庁が中間報告を出す(八一、八四年)にいたった七〇年代後半からの「有事立法」騒ぎとシンクロしている。現行のガイドラインでも、日米共同作戦のための「調整機関」の設置まで合意するなど実質的にかなり憲法を侵しているわけだが、米軍にとってこれでもまだ何が不足なのだろうか？

米側は「強制措置」を要求

現在のガイドラインは「閣議了承」されたものの条約ではない。また憲法・法律的にかなり際どい内容もあるため、「前提条件」で「日本の憲法上の制約に関する諸問題点」は、研究・協議の対象としない、「この結論は、両国政府の立法、予算ないし行政上の措置を義務づけ

項目分類である。同調査会は「支援策」をその法的実施の困難さに応じて三分類している。ここでは讀賣新聞七月六日の記事をもとにその項目を表に整理した。

同調査会ではこのうち「グレーゾーン」も「実施可能」な方向で検討するという。この表の中で×印はこれまでの政府答弁では憲法違反とされていた(主として集団的自衛権問題)はずのもの、▲印は恐らく新規立法を必要とする(はずのもの)、を青木の判断で付けてみた(中味の詳細は不明なので暫定的)。かなり過激な内容である。もちろんあの自民党の先生方が、これらの項目を自分分で勉強・研究されてこの結論に到達したと考える人はいない。明らかに調査会に入れ知恵した勢力が存在する。この調査会の判断は自民党の意志になるにしても、連立のパートナーの「杜・さ」は丸々は決して賛成しないだろう。しかし将来の「安保連合」なら丸呑みしたい内容だ。「問題点」など挙げ始めるときりがないが、例えば「グレーゾーン」の「米軍への補給、整備、保管、輸送、通信、医療支援」を考えてみよう。現在の地位協定でも米軍は日本の民間空港や港を利用できる。しかしもしその日本人労働者

が給油や整備を拒否したらどうか? 危険を伴う輸送を断ったら? 「従軍看護婦」となるのを拒絶したら? ……地位協定で多くの特権を享受している米軍だが、「有事」の際にすべての日本人が喜んで犠牲を受け入れるわけではない。

ここで前回の通信(十四ページ)で指摘した自衛隊に関する「有事法制研究」で、労働者の徴用規定はあるが、防衛庁は罰則が未制定である(それでは強制力が乏しい)ことを悔やんでいたことを思い出していただきたい。ここで長年の自衛隊に関する有事立法の研究が「生きて」くる。防衛庁にとつては新「ガイドライン」の米軍への「義務」は決定的な追い風だ。「安保再定義」に伴う「有事法制研究」は、いわば一粒で二人(米軍と自衛隊)、しかも二度(有事法と憲法の見直し)おいしい政策ということになる。

半世紀経た憲法の「再定義」か 再評価か

日米政府の「憲法の枠内での研究」という言明とは裏腹に、調査会のある項目を見れば一目瞭然だが、現在進められている「有事法制研究」はかならず「憲

法の再定義」に行き着く。しかもアメリカが要求している「ガイドライン見直し」の一応の期限は今年の九月だ(九月に防衛・外務大臣が出席する安全保障協議委員会(SCC)が開かれる)。これだけの内容の法案(まだ一つも公になつていない)が一度の国会会期で通るとは考えられないが、さりとて何年もかかっていると「極東有事」のチャンス(?)を逃してしまふ。

とにかく国民の全く与り知らないところで、この夏恐るべき「研究」が急進展するわけだ。前回の「ガイドライン」策定のときは、大部分の国民(平和運動も含めて)はその存在すら気付かなかつた。今回もある意味で已むを得ないとはいへ、国民も運動も事態の重大さを看過するがごとく完全に沈黙している。

ただ、今回の「新ガイドライン」の策定には必ず新規立法が浮上(秋以降だ)するだろう。この時これらの「有事立法」の危険性を解りやすく暴露して、広範な反対の声を作り出せるかどうか、日本の平和運動の試金石になるだろう。その時期はちやうど日本国憲法公布(施行)半世紀の時期と重なるのである。◆

なぜ、「地位協定の見直し」なのか

西山 宏
弁護士・横浜弁護士会所属



西山宏さんは、横浜弁護士会に所属する弁護士である。横浜弁護士会が八三年に人權擁護委員会の中に設けた基地問題調査研究小委員会に発足以来かかわり、八九年には「基地と人權」(日本評論社)をまとめた。現在は前述の小委員会を中心に地位協定の見直し案の作成に着手している。以下の文章は、六月二九日、横浜市瀬谷区で開かれた「国民のいのちとくらしを守る共同行動委員会(いのくら)主催」の総合分科会(基地分科会)・「上瀬谷で地位協定を考える」での講演の他、都内で開かれた集会で西山さんのお話を編集部の責任でまとめたものである。

安保体系下での 全土基地方式

安保条約の第六条では「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」としている。この六条に基づいて地位協定が結ばれ、在日米軍の地位を定めている。「協定」となつて

いるが国際法上は「条約」と同じ扱いだ。ここでいう「施設及び区域」がいわゆる「基地」。しかし、地位協定を見ても、日本のどこに基地があるのかはわからな。NATOや、その他例えばギリシャと米軍が結んでいる相互防衛条約では、どこどここの基地が提供されると特定している。ところが日本では、基地の提供は、地位協定よりも下位の合意で決める。基地の提供も返還も地位協定の改変ではなく日米政府の取り決めだけで可能

だ。国会の承認なしに基地が提供されるということ、この「全土基地方式」と呼ばれている。これは日本に特殊なものだ。敗戦国に対する戦勝国の扱いにもその起源があると思われるが、ドイツとNATO軍の協定にはそのような扱いは見られない。地位協定の二十八にわたる条項を実施すると日本の国内法との関係で不都合が生じる。日本の法律は憲法九条の下で、もともと軍隊が存在することを想定しな

いで作られている。軍隊の行動は特殊だ。その行動を規制する国内法がない。したがって地位協定を実施するために、日本の法律を変えていかなければならない。これが安保特例法というものだ。地位協定に基づいて様々な特例法が定められており、日本の法律や市民生活のかなりの部分を覆っている。つまり、安保を頂点とするひとつの法体系が形作られているわけで、憲法を頂点とする憲法体系と対比して「安保法体系」と呼ばれることもある。

沖縄で問題になっている「土地等使用特別措置法」は、民間の土地を基地に提供させるために作られた。その他電波法とか水先案内特例法とかがある。航空法特例法は、今非常に多きな問題になっている。超低空飛行や曲技飛行は、日本の航空法で禁止されていたり規定がなかったりするもので、これらを可能にしているのが、航空特例法だからだ。

地位協定の第二五条で、日米合同委員会を設置することになっている。地位協定と特例法によって生じる不都合な問題は日米合同委員会で話し合い、合意事項として細目を作っていく。日米合同委員会は、日本の外務省の北米局長とアメリカ

カ外務省の担当者で構成するが、その下に様々な分科会がある。この合同委員会はそれ自体が非公開というだけでなく、合意事項の議事録も原則非公開だ。何か合意事項で問題が生じ、国会等で追求された時に、防衛施設局がしぶしぶこういうものがあつたと出してくるぐらいのもので、今まで二十五五年間に膨大な合意事項があると言われており、その秘密性が問題となっている。昨年九月四日の沖縄の事件でも合意事項の「刑事裁判管轄権に関する事項の第十七条関連」によって身柄に引き渡しが問題となった。このことをきつかけに地位協定の見直しということが言われはじめたが、見直しというならば、「特例法」、「合意事項」のすべてをいったん国民の前に明らかにすべきで、その上で外国軍隊の駐留を受け入れている国が、どこまでを甘受しなければならぬかを問うべきだと思う。

以下では具体的な地位協定の条文に即して検討していこう。

まるで治外法権のような

三条管理権

地位協定の第三条によって、アメリカ

ないし、安保条約の目的に照らして必要があるか無いか、たえず検討しなければならぬ。

このことを具体例で検討してみよう。上瀬谷基地は通信基地として提供されていたが、いつのまにか通信基地としては必要なくなっているらしい。そうすると、合衆国軍隊はいつでもそれが必要かどうか検討する義務があるのだから、通信基地としていらなくなったのであれば、すみやかに返還の対象にするべきである。

ところがどうか。上瀬谷基地はいつのまにか「支援施設」に名称が変わってしまった。このことをどうなっているのかと神奈川県に問いかけたところ、国が何も言わないから、自分たちとしても何も知らないと回答したという。日本の自治体の担当者がそういう。米軍でさえも、たえず検討しなければいけないのだ。米軍基地が存在する地方自治体あるいは政府は、それ以上に目を光らせて、返還してくださないと米軍が気が付く前に言う。気が付かないまでも、誰かがそうらしいと通報すれば、この条項にあたっているかどうか点検する。あつていて可能性があるがあれば米軍に注意を喚起する。米軍は

合衆国は基地の管理権を持つていうことになっていて。これは、「何でも三条管理権」と呼ばれていて、日本政府は米軍基地について調査したり質問したりすると、すぐに「地位協定の第三条があるから触れない」と回答する。このことから、米軍基地は治外法権の土地ではないか、日本国であっても日本の主権が及ばない土地ではないかと考える人も出てくる。しかし、現代の国家とはそもそも自国の領域に自国の法律を排他的に適用させる「領域主権」を持つものだ。駐留する軍隊もこの「領域主権」を認める。つまり、受け入れ国の国内法によって規制されるのは当然のことだ。しかし、日本ではそれがきちんと確立していない。

沖縄県が昨年十一月に政府に提出した「地位協定の見直し要請に関する説明資料」でも「米軍の活動に対しては原則として日本の国内法が適用されない。したがって、米軍機の飛行活動から生じる低空飛行の問題や航空機騒音については、国内法の規定が適用されず、騒音規制の有効な手段がない」と書かれている。沖縄県は見直し要請として米軍基地に国内法を適用してほしいと言いが、第三条の「必要なすべての措置をとることができ

点検する義務があるのだから、注意を喚起されたならばなおさら点検しなければならぬ。このように運用されてしかるべきだ。ところがいつたん基地が提供されたら地方自治体も政府も米軍にまかせつきりになってしまう。地位協定で定められているのに政府も米軍も守らないのはおかしいことだ。

武装行軍・低空飛行などを合理化

第五条（基地間移動）

地位協定の第五条は、米軍の船や飛行機は日本の空港や港に自由に出入りできる、基地の間を自由に移動できると定められている。去年の例では、民間の空港に九二六回、米軍機が発着している。基地のみならず日本の民間の飛行場にかなり自由に離発着している。

基地の間の移動の自由ということとは当然のように聞こえるが、実際にはどういことが起こっているのだろうか。沖縄では、基地間の移動という名目で完全武装での行軍の演習が行われている。超低空飛行訓練は、騒音被害だけでなく墜落の危険もはらんでいるが、これも訓練ではなく「基地間の移動」と説明している。

基地返還をはばむ

第二条の運用

第二条の二項、三項の内容は次のようなことだ。基地を提供していることは例外的なことだ。安保条約の目的のために限定的に使用しているのだから、必要がなくなれば何時でも返還しなければなら

沖縄県の見直し要請は、第五条の見直しとして、緊急時以外の民間空港の使用禁止を明記すること、また移動の定義を明確にし、それが演習に使われることがないようにして欲しいと述べている。ドイツとNATO軍との地位協定にあたる「ボン補足協定」でも、「軍構成員は国境を越えて、また連邦領域内部及びその上空を移動する権利を認める。ただし、軍隊が非軍事用の民間空港を利用できるのは緊急事態の場合、あるいは事前の協定によって規定される場合のみ」と限定している。これがおそらくあるべき姿ではないだろうか。

「空の主権」を米軍に委ねる 時代遅れの六条一項

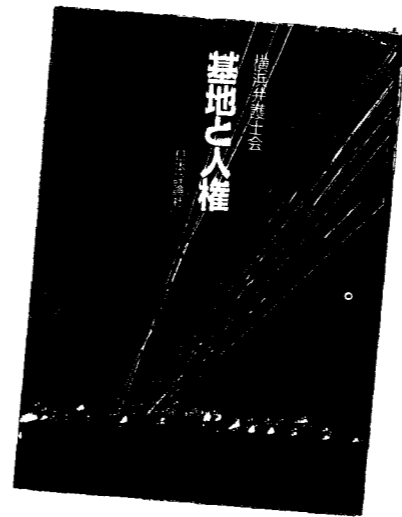
さらに地位協定第六条一項は不可解な規定だ。そこでは非軍事用の航空管制を米軍と協調ないし協議して定めるとされている。確かに現在の地位協定の前身の、旧安保に基づく行政協定締結当時には、日本の空の管制をアメリカに依存せざるをえない状況があったかもしれない。しかし、今は違う。運輸大臣が一元的にもっている航空管制の権限を排し

て、横田、岩国、嘉手納の三つのアプローチ・コントロールを米軍の手に委ねているのは、一体どこからでてくるのか。この六条一項は、根拠にはならないのではなからうか。航空法特例法にも規定はない。六条一項自体、将来の変更の可能性を予想しているのに、沖縄返還交渉では何も変わらなかった。日本の空の一部を米軍に委ねているという状況は根本的に見直さなければならぬ。

外国軍隊の駐留そのものを問う 地位協定見直しを

では、このような地位協定をどのように見直していくべきだろうか。私は、地位協定の運用にあたって一番悪いのは日本政府ではないかという印象を持っている。地位協定にはさまざまな問題がある。しかし、その地位協定ですら、先の第二条のように満足に適用されていない。防衛施設庁が米軍以上に米軍寄りのことを言うのだ。運用の問題を含めて神奈川県でも見直し案を作っていききたいものだ。その際大事なことは、情報公開を徹底してはかっていくこと

と、これが必要不可欠だ。次に、地方自治体が、合衆国との見直し交渉に参加できるように、運動を作ったり、うながしたりしていくこと。地方自治体を基地の実態をつかんでいるからだ。ドイツの「ボン補足協定」の改訂交渉の時にも、そのような主旨から連邦政府だけでなく、各州政府の代表も交渉に参加している。外国軍隊の駐留そのものを問題化できるように、具体的な個々の基地の実態をさらに深く把握していきたいと思う。



横浜弁護士会の「基地と人権」は市民の立場から地位協定を問うさきがけ的存在の本だ。日本評論社刊・二二〇〇円。(編集部)

西宮・沖縄 「地位協定への挑戦」 に全国から支援を!

もう泣き寝入りはしない

米兵による交通事故遺族が 公正な賠償を求めて提訴 「被害者の会」結成

沖縄県の大学を受験するため、兵庫県三木市から沖縄県且野湾市へきて一人暮らしをしていた海老原鉄平さん(当時十九才)は、今年二月米海軍所属の二四才の海軍上等兵が運転する車にはねられて死亡した。

一人息子を失い悲嘆にくれた両親が直面したのは「日米安保・地位協定」の厚い壁。二人は今鉄兵さんの人権回復をかけて「被害者の会」を結成し、これまで諦めを強いられてきた基地周辺の人々と共に闘いを始めた。

鉄兵さんの父親海老原大祐さんは、西宮市立西宮西高校の教員。海老原さんが属する西宮西高校の教職員組合(西高教組)は、当校が定時制で在學生に被差別部落出身者や在日韓国・朝鮮人生徒が多いことから、彼らの人権を守る活動に日頃から熱心であった。

今回組合は、鉄平くんの事故を組合員の個人的な悲しみを越えた「米軍による人権軽視の差別問題」として受け止め全面的に海老原さんをバックアップ。沖縄への連帯につながる意義ある取組みを積極的に行なっている。

沖縄で、そして彼らの地元兵庫県で注目を浴びるこの「地位協定への異例の挑戦」を全国規模に拡げることがはきわめて重要なことである。日米安保がダレからナニを守るものなのか、米軍兵士の加害による「被害者」の立場から見えるものとは！

◆問い合わせ先：〒662 西宮市建石町7-43 西宮西高校教職員組合 ☎0798(23)1911
◆支援カンパ振り込み先：郵便振替口座 01130-5-21785
口座名 西宮市立西宮西高等学校教職員組合

◆署名にご協力を!
那覇地方裁判所沖縄支部に「米兵による交通事故死損害賠償請求事件」の公正な審理を求める要請署名

地位協定第十八条

親にとって、人生これからの成人直前の子どもを失う悲しみは如何ばかりのものであるか。ほとんどの人はそれが人生で最大の悲しみにちがいないことを知っている。ましてや海老原さんの場合はある日突然の、大学受験の結果待ちの一人息子の死だったのだ。死亡後、鉄平くんのもとには合格通知が届いたという。悔やんでも悔やみ切れなかったにちがいない。事故は、鉄平くんが北中城村の国道をミニバイクで走行中に起きた。容疑者の車がキャンプ・フォスターに入ろうと右折、直進してきたミニバイクに気づかず衝突。鉄平くんは頭を強く打ってまもなく死亡した。

ここで問題になったのが「地位協定第十八条」だった。補償の問題である。補償は決して人の命の代償になり得はしないが、加害者が事故を、被害者の人権をどう認識するかを証明するものではある。地位協定第十八条は「米兵は行政処分を受けない」「損害賠償金額の決定は防衛施設局の算定に基づき米国側が決定」と決めている。新倉裕史さんによれ

ばこの第十八条は「任務地の移動がある年若い兵士は被害者への補償が十分できないことを想定してつくられているもの」であるという。

公務外の米兵が起こした事件・事故の補償は原則的には個人が行なう。しかし現実には支払い能力がないために米政府が慰謝料を支払うという形で行っている。その際金額の決定権があるのは米国。日本の国道で起きた事故であるにもかかわらず日本の法律が適用されない。遺族等当事者の意思は反映されず、結果としておそまつな金額になる。被害者もし裁判を起こして勝訴してもなんの意味もないということこれまでほとんどが泣き寝入りだった。

提訴そして「被害者の会」

海老原さんは、去る四月二二日、加害者の米軍人ティモシー・ポピルを相手どって七八六〇万円の損害賠償を求める民事訴訟を那覇地裁沖繩支部に提訴した。まず六月七日自動車、家財などの動産の仮差押えが決定した。この後口頭弁論、公判が続くが、本人が一〇月転属との見通しもあり情勢は樂觀を許さない。

被害者の会」を結成した。今沖繩で被害者を訪ね、会への参加を呼びかけているが、海老原さんはこの動きを是非全国規模のものにしていきたいと話している。

全国から支援を！

西教祖は今回のことであらためて沖繩の現実、日米安保・地位協定の実態を知り真剣な取組みを展開している。カンパ・署名活動を含む訴訟支援の他、「地位協定の見直しを要求する意見書」を政府

に提出するよう求める請願を西宮市議会へ出したり(採択)、ハガキ・電話・電子メール・インターネット利用で日米両政府に向けての働きかけを多くの市民に呼びかけている。

この「日常生活の中の闘争(西教祖)」はプロの活動家や政治家ではなく、日常生活そのものを大切にする人々による地位協定の不正への挑戦だ。読者の皆さんの支援を呼びかけたい。

(編集部・山中悦子)

原子力艦入港情報

(84)

1996.7.8~8.5

S=原子力潜水艦(原潜)スタージョン級
L=原子力潜水艦(原潜)ロサンゼルス級

横須賀

◇	7/12	10:00	原潜サンフランシスコ(L)出港。
◆	7/18	10:00	原潜キャバラ(S)入港。
◆	7/19	09:49	原潜サンフランシスコ(L)入港。
◇	7/21	05:50	原潜キャバラ(S)出港。
◆	7/22	09:57	原潜キャバラ(S)入港。
◇	7/24	10:20	原潜サンフランシスコ(L)出港。
◇	7/27	09:46	原潜キャバラ(S)出港。

横須賀累計(うち原潜):17(14)

佐世保

◆	7/15	10:25	原潜サンフランシスコ(L)入港。
◇	7/16	14:00	原潜サンフランシスコ(L)出港。
◆	7/22	14:09	原潜ラホヤ(L)入港。

佐世保累計(うち原潜):6(6)

初任ビーチ(沖繩・勝連町)

◆	8/5	10:00	原潜サンフランシスコ(L)入港。
◇	同日	10:30	原潜サンフランシスコ(L)出港。

初任ビーチ累計(うち原潜):11(11)

●1996.1.1から8.5までの各地の原子力艦入港数:
()内は原潜

横須賀	17(14)
佐世保	6(6)
初任ビーチ	11(11)
合計	34(31)

「基本的人権を有する民衆として当然の自己主張を被害者自身が行い、民事訴訟を通して米側に償いをさせることで、実質的に不平等な地位協定第十八条に異議申し立てをする」と西教祖。英国で米兵が英国の法律と慣習に従い、旧西ドイツで任意自動車保険加入が義務付けられていると聞けば、地位協定の不平等さは一目瞭然。

沖繩県基地対策室によれば、沖繩で米兵が一年間に起こす事故や事件一〇〇〇件のうち九〇％は交通事故だという。警察庁の資料ではこの一五年間での人身事故は八一〇件にのぼっている。しかし米兵の大半は、保険額一〇〇万円程度の物損保険に任意加入するだけで対人保険まで加入する例は多くはない。一方米軍側は基地内で仕事をする日本人業者に約一億円程度の対人任意自動車保険の提示を求めているという。

今回の海老原さんのこうした動きは沖繩で共感をもって迎えられる。去る一月に米兵の車にはねられ死亡した金城ロシータさん(当時三六才)ら母子三人の遺族も損害賠償を求めて那覇地裁沖繩支部に提訴した。海老原さん、金城さんの二遺族は今「米軍人・軍属による事件

(二ページから)

昨年十月の公聴会では、ビーライター氏は少女レイプ事件に「非常に遺憾な出来事」と触れただけであった。半年の間にこれだけの認識の変化があったのである。この変化はおそらくビーライター氏一人のものではないだろう。もちろん、それが劇的な政策変更につながっていく道筋はさしあたっては見えない。だが、アメリカ国内ではすでに、海兵隊の撤退が多くの論者によって提案されていると伝えられている。

沖繩の闘いは、アメリカ国内の空気を間違えずに伝える必要がある。だが、日本の政治家や官僚はどうか。この一年でもっとも変わっていないのが彼らではないか。バンドエイドどころか、傷口に唾を塗る程度の「基地のタライ回し」でしか事態に対応できない日本の政治を見るにつけて、果てしなく暗い気持ちになる。しかし、メゲていても始まらない。巻の人々のように、沖繩の人々のように、私たちは私たちのやり方で、言葉で「基地はいらない、どこにも」と訴え続けよう。私だったら、まず、ここ神奈川で。

吹いているのは逆風だけではないのだから。
(田巻一彦)

● 先日酷暑の大和へ。法隆寺の文殊菩薩・普賢菩薩の前で私は恐れ多くも「今は明王（忿怒形の菩薩）に変身すべき時です」と進言。菩薩は仏陀になるため道を求めて修行中の人。柔和な表情が持ち味なのだが敢えて。前号で「汚染区」を紹介させていただいたことへのお礼のFAXがフィジーの萱野正俊さんから届いた。萱野さんは私のこの考えに賛成して下さるだろうか。（や）

● 読者のYさん率いる”SCREAMY BOPPERS”。ライブは一度しか聴いていないが、骨太で正統的な”ROCK”を感じさせるよいBANDだ。Yさんいつもインフォメーションを貰いながら都合がつかずすまぬすまぬ。都内各ライブスポットに出没中とのことなので、皆さん是非一度。おすすめののだ。

（今号はほとんど何もしていない「ま」）

● 最初は部屋の照明が暗いのかと思った。もらった名刺の郵便番号が全く読めないのである。活字が小さすぎる！と腹をたてて娘に見せたら「全然小さくない」という冷たいお言葉であった。そう言えば、ポケット英和辞典なんかまるでダメなんだよね。遠くのものも良く見えるんだけどなあ。これって一体…。（た）

会計報告

(96.6.25~96.7.31)

[収入]

○前月からの繰越し	219,000
○今月の収入	353,800
会費収入	253,000
(内訳) 維持団体	36,000
維持個人	32,000
参加団体	0
参加個人	13,000
通信会員	172,000
カンパ収入	100,000
預金利子	0
資料収入	800
運動収入	0

[支出]

●今月の支出	288,487
事務所代(7、8月分)	80,000
水道光熱費	4,229
電話FAX費(5月分)	5,129
郵送費	58,730
文具・備品	0
印刷・コピー代	109,436
郵便振替等手数料	3,380
雑費	27,583

●次月への繰越し 284,313

*行動費は行動プロジェクト毎の独立採算となっているため、それにあてはまらない収支のみがこの欄に計上されます。

月刊キャッチピース

No.44 (通巻123号)

発行●脱軍備ネットワークキャッチピース
連絡事務所●〒222 横浜市港北区錦ヶ丘
10-4 ハイツ幸1-B

☎ 045(433)3483

FAX 045(593)1824

E-MAIL QZT04441@niftyserve.or.jp

編集●月刊キャッチピース編集委員会
郵便振替●00160-7-136148キャッチピース
定価●100円 (通信会員年間3000円)

会計から

郵便局に行く。振替用紙に金額と名前を書く。お金を添えて窓口へ渡す。忙しさにまぎれてこれだけのことがなかなかできない。これが私の経験です。今月も送られてきた沢山の会費とカンパ。事務的な通知書の向こうに、読者の皆さんの姿形を、少し感傷的になって思い浮かべることがお許し下さい。ありがとうございます。大切にに使わせていただきます。

